

債務履行方針

当社は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第3項に基づいて、暗号資産を移転するためには必要な秘密鍵その他の情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由（以下「漏えい等」といいます。）に起因して、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するお客様の暗号資産で当該お客様に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針を以下のとおり定めます。

1. 債務履行の方法

漏えい等に起因して、お客様に対して暗号資産を返還することが困難となった場合、当社は当該不足する暗号資産と同種・同量の暗号資産を調達してお客様に返還します。ただし、同種・同量の暗号資産の調達が難しいと当社が判断した場合には、暗号資産の返還に代えて、又は暗号資産の返還と共に、金銭により当該不足額相当額をお支払いすることができます。

2. 債務履行の時期

当社は漏えい等を認識した場合、上記方法に従い、その個別具体的な事情や状況等に応じて、可能な限り速やかに債務を履行します。

3. 債務履行の方法が金銭による場合の弁済額の算定の基準日及び方法

当社は、漏えい等の個別具体的な事情や状況等を勘案し、合理的かつ客観的に適切であると認められる算定の基準日及び方法をそれぞれ決定の上、当社ホームページ等において、速やかにお客様に対し告知いたします。

以上

2022年8月2日